

「1株当たり指標」の遡及修正数値の開示について

新規上場申請者が株式分割等を行っている場合には、以下の要領により、「1株当たり指標」(1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額及び1株当たり配当額)の遡及修正数値を「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」(以下、「の部」という。)に開示してください。

[凡例]	会計基準	:	「1株当たり当期純利益に関する会計基準」 (企業会計基準第2号、最終改正平成18年1月31日)
	適用指針	:	「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第4号、最終改正平成18年1月31日)
	実務対応報告	:	「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第9号、最終改正平成18年1月31日)

1. 適用対象

最近5事業年度及び上場申請期(注1)において、株式分割等(注2)が行われた場合には、「の部」の「主要な経営指標等の推移」(以下、「ハイライト情報」という。)に記載される期間にわたって、「1株当たり指標」の遡及修正数値(注3)を開示してください。

(注1) 上場申請期において、株式分割等が行われた場合¹にも、「の部」の「ハイライト情報」に、「1株当たり指標」の遡及修正数値を開示してください。

(注2) 「株式分割等」とは、以下の場合をいいます。

- ・ 株式分割(同一種類の株式が交付される株式無償割当て等、株式分割と同様の効果を有する事象の他、時価より低い払込金額にて株主への割当てが行われた場合に含まれる株式分割相当部分を含む。)
- ・ 株式併合

(注3) 開示する「1株当たり指標²」は、以下のとおりです。

- ・ 連結1株当たり当期純利益(潜在株式調整後1株当たり当期純利益を含む。)
- ・ 連結1株当たり純資産額
- ・ 個別1株当たり当期純利益(潜在株式調整後1株当たり当期純利益を含む。)
- ・ 個別1株当たり純資産額
- ・ 1株当たり配当額

¹ 会計基準第33項において、「当期の貸借対照表日後、株式併合又は株式分割が行われた場合には重要な後発事象として取り扱う」とされています。

² 会計基準第12項において、「本会計基準においては、1株当たり当期純利益に1株当たり当期純損失を含む」ものとされているため、1株当たり当期純利益には、1株当たり当期純損失を含みます。

2. 算定方法

- (1) 1株当たり当期純利益(潜在株式調整後1株当たり当期純利益を含む。)及び1株当たり純資産額について

会計基準、適用指針及び実務対応報告の考え方にに基づき算定³して下さい。

- (2) 1株当たり配当額について

普通株式(株主としての権利内容に制限のない標準となる株式をいう。以下同じ。)に係る配当総額を、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数(以下、「期末発行済株式数」という。)で除して算定して下さい。

なお、株式分割等を行っている場合の期末発行済株式数の算定は、適用指針に定められている、1株当たり純資産額を求める際の期末発行済株式数の算定方法と同様の方法(期首に当該株式分割等が行われたと仮定して算定)で行ってください。

3. 開示方法

- (1) 新規上場申請者が未上場会社である場合

「の部」の「ハイライト情報」に注記して下さい(参考【開示例1】参照)。

なお、「新規上場申請のための半期報告書」及び「新規上場申請のための四半期報告書」についても、同様の取扱いとなります。

- (2) 新規上場申請者が既上場会社であり、「の部」において組込方式を採用している場合

このような、ハイライト情報に注記できない場合については、「の部」の別添資料としてご提出ください(参考【開示例2】参照)。

なお、当該資料については公衆縦覧いたします。

以 上

³ 会計基準第4項において、「財務諸表以外の箇所において、1株当たり当期純利益又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示する場合にも、その算定方法については、本会計基準を適用することが望ましい」とされています。

また、適用指針第2項において、「財務諸表以外の箇所において、1株当たり当期純利益若しくは潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり純資産額を開示する場合にも、その算定方法については、本適用指針を適用することが望ましい」とされています。

さらに、会計基準第61項において、「当期に行われた株式併合又は株式分割の影響を反映するように前々期以前の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定する場合には、対象となる期の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することになると考えられる」とされています。